## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって (談話)

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の報告・勧告制度は、職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に基づき、職員の適正な給与その他の勤務条件を確保しようとするものです。

今回の給与勧告に当たっては、職員給与と民間給与、国家公務員 給与等との比較結果や人事院勧告の内容等を勘案して、慎重な検討 を行いました。

その結果、月例給については、職員給与が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いて、月例給を0.32%引き上げる給料表の改定を行うこととしました。

また、特別給(ボーナス)については、民間の支給割合との均衡 を図るため、勤勉手当の支給割合を年間で0.10月分引き上げるこ とを勧告しました。

この他、定年引上げの円滑な実施に向けた取組や、本年、人事院が報告したフレックスタイム制や休憩時間の柔軟化等の多様な働き方を可能とする制度の導入検討について言及するとともに、総実勤務時間の短縮や人材の確保・育成など諸課題に対する取組の推進が必要であることについて報告しました。

議会及び知事におかれては、給与勧告が完全に実施されるよう所要の措置をとられることを要請します。

職員の皆さんには、改めて、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えていかれるようお願いします。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度 の意義と役割について、深い御理解を賜りますようお願い申し上げ ます。

令和4年10月17日